

講演会・観察会等の講師への謝礼等に関する規程

制定 平成 23 年 12 月 20 日

改正 平成 24 年 4 月 1 日

改正 平成 25 年 7 月 16 日

改正 平成 28 年 2 月 16 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本山岳会東京多摩支部の講習会・講演会・セミナー・観察会等の活動に際し講師を招聘した場合の謝礼等について必要な事項を定める。

(運用)

第 2 条 運用は次による。

- (1) 講師が日本山岳会東京多摩支部の支部会員の場合は、原則として、謝礼・交通費は支払わない。
 - (2) 講師が日本山岳会東京多摩支部の支部会員でない場合は、原則として謝礼は 15,000 円を限度とし、交通費（近郊の交通費を除く）は実費相当額を支払う。
支払いに際しては、事前に幹事会に報告し承認を得るものとする。
 - (3) 前各号に定めるもののほか、特別の事情がある場合はそのつど幹事会で決定する。
2. 講習会・講演会等において、会費または参加費を徴収する場合の謝礼に関しては、前項 1 号、2 号の限りではない。

(補則)

第 3 条 この規程の改廃は、幹事会で審議・決定する。

附 則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。